平成２２年（フ）第３４号
熊本県葦北郡芦北町大字小田浦177番地
債務者　小松　良一
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２２６８号
横浜市港南区港南中央通13番29号　サンコート港南401号室
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６９号
岡山市南区福田502番地３
債務者　藤岡ゆかり
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
愛媛県大洲市西大洲甲72番地
債務者　山本　聖子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１４０６２号
東京都荒川区町屋３丁目30―14―301
債務者　石崎　ヱツ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０８３号
神奈川県大和市下鶴間67―２
債務者　松井智津子（旧姓河野・石橋）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１２８号
埼玉県さいたま市大宮区宮町５丁目135―５―105
債務者　森　　由美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１２９号
東京都板橋区徳丸７丁目26―10―201
債務者　高山奈美子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１３０号
東京都世田谷区等々力４丁目13―10―205
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１３１号
東京都大田区大森東１丁目８―８―203
債務者　的場　智子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１３２号
神奈川県川崎市川崎区富士見２丁目４―19―101
債務者　板橋芙美子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１３３号
東京都江戸川区北小岩８丁目23―13―Ｅ202
債務者　澤口　哲司
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１３４号
東京都練馬区南大泉４丁目20―31
債務者　粂　　眞澄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１３８号
東京都墨田区八広４丁目16―15
債務者　牛丸　盛紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１４２号
千葉県市川市欠真間２丁目13―21　第３井上荘101
債務者　市村リザリンダこと　イチムラ　リザリンダ　バリリング
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１４３号
東京都清瀬市竹丘１丁目14―14―302
債務者　小平　　誉
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部